

社会保険労務士試験の合格基準の考え方について

1 合格基準点

合格基準については、国民に分かりやすい簡易なものとするのが望ましいことから、平成12年度より、出題形式（選択式40問、択一式70問）、過去の合格基準の動向及び他の試験制度の現状を考慮し、次の条件を合格基準点とした。

選 択 式 試 験	総 得 点	40点中	28点以上（12年度平均点 25.9点） ※満点の7割以上
	各 科 目	5点中	3点以上
択 一 式 試 験	総 得 点	70点中	49点以上（12年度平均点 35.1点） ※満点の7割以上
	各 科 目	10点中	4点以上

2 年度毎の補正

上記合格基準点については、各年度毎の試験問題に難易度の差が生じることから、試験の水準を一定に保つため、各年度において、総得点及び各科目の平均点及び得点分布等の試験結果を総合的に勘案して補正を行うものとする。

(1) 総得点の補正

- ① 選択式試験、択一式試験それぞれの総得点について、前年度の平均点との差を小数点第1位まで算出し、それを四捨五入し換算した点数に応じて前年度の合格基準点を上げ下げする（例えば、差が△1.4点なら1点下げ、+1.6点なら2点上げる。）。
※ 前年の平均点との差により合格基準点の上下を行うが、前年に下記③の補正があった場合は、③の補正が行われなかった直近の年度の平均点も考慮する。
- ② 上記①の補正により、合格基準点を上下させた際、四捨五入によって切り捨て又は繰り入れされた小数点第1位以下の端数については、平成13年度以降、累計し、±1点以上となった場合は、合格基準点に反映させる。ただし、これにより例年の合格率（平成12年度以後の平均合格率）との乖離が反映前よりも大きくなった場合は、この限りではない。
- ③ 下記(2)の各科目の最低点引き下げを2科目以上行ったことにより、例年の合格率と比べ高くなる時（概ね10%を目安）は、試験の水準維持を考慮し合格基準点を1点足し上げる。

(2) 科目最低点の補正

各科目の合格基準点（選択式 3 点、択一式 4 点）以上の受験者の占める割合が 5 割に満たない場合は、合格基準点を引き下げ補正する。

ただし、次の場合は、試験の水準維持を考慮し、原則として引き下げを行わないこととする。

- i) 引き下げ補正した合格基準点以上の受験者の占める割合が 7 割以上の場合
- ii) 引き下げ補正した合格基準点が、選択式で 0 点、択一式で 2 点以下となる場合